

地域福祉活動団体等活動支援事業助成要項

《令和3年度募金による4年度助成》

1. 助成方針 この事業は、佐渡市共同募金委員会が赤い羽根共同募金を財源とし、佐渡市内の地域福祉を目的として実施する活動に対し、助成するものです。

2. 助成対象団体 佐渡市内の地域福祉を目的として事業をすすめている活動団体等
 - ・社会福祉法人 ・地域団体(自治会等) ・学校
 - ・NPO法人 ・福祉団体 ・ボランティア団体
 - ・子育て支援グループ ・民生委員児童委員協議会 など

3. 対象事業 社会福祉を目的として、市内の活動区域で活動する事業
 - ・高齢者の地域生活を支えるための活動
 - ・障がい児・障がい者の就労と地域生活を支えるための活動
 - ・子どもの生活と子育てを支援するための活動
 - ・児童・青少年の福祉の心を育むための活動
 - ・その他、住民全般の福祉課題を解決するための活動

4. 対象外事業等

<対象外事業・団体>

- ・学校を除く、国・地方公共団体が設置または経営、その責任に属するものとみなされる団体
- ・政治、宗教、組合等の運動手段として行う活動や営利目的のあるもの
- ・補助、委託事業や介護保険など公的な制度の中で運営されている事業
- ・総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としないもの
- ・団体メンバー限定の趣味・娯楽・親睦のみを目的とするなど社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体
- ・既に別の財源により実施されており、財源の振替により行われる事業
- ・事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能な事業

<対象外経費>

- ・事業に関する人件費やグループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
- ・高額(概ね5万円以上)なOA関連機器及び備品、個人支給のための備品の購入
- ・会議や打ち合わせ時のお茶代等、交流を目的としない飲食費・研修旅

- 行費や高額な旅費
- ・スタッフ等ボランティアの謝金及び交通費
 - ・イベント等で不特定多数の方に提供される参加賞や記念品代等
 - ・予備費等、使途不明な内容経費
5. 事業期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日までに実施・完了する事業
6. 募集期間 令和3年3月25日(木) ～ 令和3年4月23日(金)必着
7. 助成金額 1団体上限7万円で、事業費総額の90%以内
 ※小地域福祉活動(地域福祉会、いきいきサロン・地域の茶の間事業)については別紙助成基準のとおりとします。
8. 助成交付までの手順
- | | |
|----------|-----------------|
| 令和4年2月下旬 | 助成額の決定 |
| 令和4年6月中旬 | 助成交付式の開催、助成額の交付 |
- ※申請後、助成審査委員会(2回)において審査し、必要に応じ団体へのヒアリングを行い、助成額の決定をいたします。
9. 応募方法 申請用紙に必要事項を記入し、提出ください。
- (1)別紙 共同募金助成申請書
備品を申請する際は見積書の写しを添付してください。
 - (2)定款又は会則、規約
 - (3)団体・施設の令和4年度事業計画書・予算書
 - (4)会員等名簿(助成申請以外の使用及び公表はいたしません。)
 - (5)チラシなど会を宣伝・広告するもの
- ※(1)～(3)は必須、(4)・(5)は作成がある場合添付してください。
10. お問い合わせ・提出先
- 佐渡市共同募金委員会(佐渡市社会福祉協議会本所内)
 〒952-0206
 佐渡市畑野甲533番地(佐渡市役所畑野行政サービスセンター2階)
 TEL(0259)81-1155 / FAX(0259)81-1156
- ◇提出は佐渡市共同募金委員会のほか、最寄りの社会福祉協議会支所・地域センターでもできます。

小地域福祉活動団体(地域福祉会・いきいきサロン・地域の茶の間)助成基準
 《令和3年度募金による4年度助成》

※1団体で複数事業を申請する場合は、事業ごとの上限額が下表のとおりとなります。それぞれに予算・事業計画書を作成し添付してください。

区 分	対 象 事 業 等	助成経費	助成率
地域福祉会活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業については、営利、政治、宗教を目的としないこと。これらの活動を目的とする団体でないこと。 ・地域の見守り、支え合い等の活動事業 ・各種の学習会、研修会、講座、講演会、シンポジウム等の開催事業 ・地域福祉活動として、住民の社会参加、育成を図るための事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講座、講演会等を開催する際の講師等の謝礼 ・事業の実施にかかるチラシ、ポスター等の作成及び配布等に要する経費 ・事業の実施に必要な消耗品、会場借上げ料、燃料費等の経費 ・その他事業の実施のために必要な経費で、必要と認められる経費 ・食糧費については、食糧費総額の1/2以内を助成対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の一部を助成する。 ・助成額は、一事業等につき20,000円を限度とする。
いきいきサロン事業、地域の茶の間事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等が自立した生活を営むために、地域におけるふれあい活動事業 ・住民の芸術、文化活動を通じての地域づくり事業 ・健康、生きがい活動の推進に関する事業 ・文化活動等を通じて介護予防を推進する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講座、講演会等を開催する際の講師等の謝礼 ・事業の実施に必要な消耗品、会場借上げ料、燃料費、食糧費等の経費 ・その他事業の実施のために必要な経費で、必要と認められる経費 ・食糧費については、食糧費総額の1/2以内を助成対象とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の一部を助成する。 ・助成額は、別表のとおりとする。

別表

いきいきサロン事業、地域の茶の間事業助成額一覧表

開催回数	上限額	備考	
1～6回	20,000 円	・開催回数に関わらず 20,000 円を上限とする ・以降開催回数が増すごとに、1回につき 3,000 円を上乗 せした額を上限とする。	
7回	23,000 円		
8回	26,000 円		
9回	29,000 円		
10回	32,000 円		
11回	35,000 円		
12回	38,000 円		
13回	41,000 円		
14回	44,000 円		
15回	47,000 円		
16回	50,000 円		
17回	53,000 円		
18回	56,000 円		
19回	59,000 円		
20回	62,000 円		
21回	65,000 円		
22回	68,000 円		
23回～	70,000 円		・以降開催回数に関わらず 70,000 円を上限とする。